

パブリックコメント案件概要

案件名:(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う
尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正について

1. 施策の概要 子どもの権利擁護を目的とし、関係機関及び関係者との調整や行政機関等の制度改善に向けた提言等を行う機関として、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する機関「(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会」(以下「委員会」という)を設置します。
2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など 平成21年度に尼崎市子どもの育ち支援条例を制定して約10年が経ち、子どもの育ちを社会全体で支える取組について進めてきましたが、本市においては児童虐待やいじめ、体罰などの子どもの人権が侵害される事案も発生しているなど、本市の子どもを取り巻く環境は依然厳しい状況にあることから、子どもの育ち支援条例の目的・趣旨を再度周知するとともに、子どもの人権を擁護するための取組を推進する必要があります。
3. 目指す姿・対応策など 子どもの権利擁護を目的として、調査・調整等を実施するほか、子どもの意見表明の支援及び子どもを取り巻く社会・制度等をよりよいものとしていくための提言等を行うことなどを通じて、子どもの権利が守られる社会づくりを目指す。
4. 施策の対象範囲・期間など 市内居住、市内の子ども施設に在籍、市内在勤する18歳までの者 (ただし、18歳に到達する年度の末日までは対象者)
5. 市民意向調査の概要 委員会に期待する役割・機能等について、当事者及び支援機関の意見を聴取することを目的として、子ども、保護者及び支援機関等との意見交換会を実施しました。
6. 施策の検討経過
(1) 素案検討過程での主な論点 上記当事者等に加え、尼崎市子ども・子育て審議会の学識経験者に以下の項目等に係る意見聴取を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の名称・組織体制 ・委員会に期待する役割・機能 ・委員会の独立性を担保し、専門性を十分に発揮するための仕組み
(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由 —
7. 今後のスケジュール
・パブリックコメントの募集 令和2年11月13日から12月4日まで ・パブリックコメントの募集結果公表 令和3年2月頃
8. 添付資料
・(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正について(素案) ・(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会 について(素案)
9. お問い合わせ先
こども青少年局こども青少年部こどもの人権擁護担当 〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番5号 電話番号(TEL)06-6409-4723 ファクス(FAX)06-6409-4715 メールアドレス(Eメール) ama-kodomojinken@city.amagasaki.hyogo.jp